

競争入札による町有地の売却を実施

町では、競争入札による町有地の売却を実施します。
詳細は、企画財政課契約管財係に問い合わせください。
売払物件/白糠町東2条北1丁目2番地101
宅地 1,020.12㎡



参加申込/企画財政課契約管財係に備え付けている申請書に下記の必要書類を添えて、11月9日(月)までに提出してください。

必要書類/個人(身分証明書、過去1年分の納税証明書)、法人(商業登記簿謄本、印鑑証明書、過去1年分の法人市町村民税および固定資産税の納税証明書)

問合せ先/企画財政課契約管財係 内線(237)

福祉灯油引換券を交付

対象/令和2年10月1日現在、町民税が非課税の世帯で、次の①から③のいずれかの要件に該当する世帯(生活保護を受けている方、被扶養者となっている方でその扶養義務者が課税されている場合は対象外)

①高齢者世帯~満65歳以上の方だけで構成する世帯
②障がい者世帯~次の障がいを持っている方が同居している世帯

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級の方

※障がいをお持ちの方が施設等に入所または病院などに入院している場合は対象となりません。

③ひとり親等世帯~ひとり親家庭等医療費助成の対象になっている世帯

助成内容/世帯につき60%の灯油引換券を交付
※オール電化、石炭、まき等は灯油60%相当額分を現金支給。

受付期間/11月2日(月)~令和3年1月29日(金)

必要書類/印鑑、健康保険被保険者証、障がいの程度がわかる書類(手帳など)、ひとり親家庭等医療費受給者証

※オール電化、石炭、まき等の方は、支払金額が確認できる領収書の写しと振込先通帳の写し

申請先/役場福祉課社会福祉係または庶路支所

問合せ先/福祉課社会福祉係 内線(529)

自衛官候補生・陸自高等工科学校生を募集

①自衛官候補生

資格/18歳以上33歳未満の方

受付/随時

試験日/12月5日(土)

会場/釧路駐屯地(釧路町字別保112番地)

②陸上自衛隊高等工科学校生徒

資格/平成16年4月2日~平成18年4月1日までに生まれた男性

受付/11月1日(日)~令和3年1月6日(水)

試験日/令和3年1月23日(土)

会場/道東経済センタービル

(釧路市大町1丁目1番地1号)

申込/電話で問い合わせください。

問合せ先/自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所

☎0154-22-1053

家屋調査に関する届け出について

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っているものに課税されます。次の場合は、役場税務課資産税係に連絡をしてください。

①新築・増築をしたとき

固定資産税は住宅だけでなく、倉庫や物置などにも課税されますので、これらの新築や増築をされた方は、完成後、早めに連絡をしてください。

連絡を受けた後、固定資産税のもととなる評価額を算出するために税務課職員が訪問し、家屋の調査をします。

②取り壊しをしたとき

家屋の一部や全部を取り壊した方は、役場に届け出をしてください(用紙は税務課にあります)。

取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税は課税されませんが、届け出をされなかったり、遅れたりすると、引き続き課税される場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

また、住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が適用されていますので、住宅を取り壊した場合、翌年度から家屋は課税されませんが、土地に対する特例措置を受けられなくなることから、固定資産税が上がる場合があります。

なお、登記している家屋を取り壊した場合に、釧路地方務局で滅失登記の手続きをされた方は届け出の必要はありません。

③登記していない家屋の所有者を変更したとき

売買などにより所有者を変更した場合は、役場に届け出してください(用紙は税務課にあります)。

この届け出をしないと、翌年度以降も旧所有者に課税されますので、必ず届け出をしてください。

問合せ先/税務課資産税係 内線(535)